

70歳以上の方のキャッシュカードによるお引出し および振込機能の利用一部制限について

いつも当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「大阪府安全なまちづくり条例」の改正に伴い、特殊詐欺からお客様の大切なご預金をお守りし、被害を防止する対策として、下記のとおり**70歳以上の方を対象としてキャッシュカードによるお引出しおよび振込機能の利用限度額を一部制限させていただきます。**

大変ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

【実施日】

令和7年12月1日（月）より

【対象となるお取引】

1日あたりのATMでのお引出しおよび振込上限額を10万円とさせていただきます。

【対象となるお客様】

- ①過去3年間ATMでお振込をご利用していない口座
- ②70歳以上の口座

※「お預入れ」は従来通りのお取引ができます。

※対象となるお客様で、ATMでのお引出し・振込上限額を超えるお取引を希望の場合は窓口にて対応させていただきます。

「キャッシュカード」及び「顔写真のある本人確認書類」をお持ちの上お越しください。

中央信用組合

本 店 : TEL 06-6469-7370

北部支店 : TEL 072-636-2081

大阪府安全なまちづくり条例が改正されました



— 特殊詐欺等の根絶に向けた取組の推進等 —



大阪府警察シンボルマスコット
フーくん・ケイちゃん

©2014 大阪府もずやん

大阪府内の特殊詐欺等の被害が
危機的状況!

1日あたり **5,000万円以上** (税込) ※
※令和6年中 特殊詐欺、SNS型詐欺の暫定値

被害防止のための対策強化は、次の4項目となります

対策1 高齢者が携帯電話で通話しながらATMを操作することの禁止

事業者は禁止のための措置を講じる義務があります
高齢者(65歳以上)の方は通話しながらATMを
操作してはいけません



令和7年8月1日施行

対策2 金融機関による通報等

金融機関は、特殊詐欺等の被害のおそれを
認めた場合、警察への通報等の義務があります



令和7年8月1日施行

対策3 ATMでの振込上限額の設定

ATMでのキャッシュカードによる振込みが
1日あたり10万円以下に制限されます



※一部例外あり
令和7年10月1日施行
※半年間の経過措置あり

対策4 プリペイド型電子マネー販売時の確認

5万円以上の電子マネー販売時には、特殊詐欺等の
被害のおそれがないか確認を行う義務があります
購入者は、確認に応じる義務があります



令和7年8月1日施行

みんなで防ごう! 特殊詐欺! SNS型投資・ロマンス詐欺!

条例改正の詳細は「大阪府・大阪府警察各ウェブサイト」へ

お問い合わせ | 大阪府政策企画部危機管理室治安対策課地域防犯推進グループ TEL:06-6944-6512